

結婚の希望を叶える環境整備に向けた企業・団体等の取組に関する検討会 提言骨子（案）

結婚支援については、これまで主に自治体が取組を進め、国が支援する形で進められてきたところである。今後、社会全体で結婚の希望が叶えられるような環境を整備していくためには、企業・団体・大学等も、希望の実現につながる取組をそれぞれ自主的に行えるようにしていくことが重要である。また、その一環として、企業・団体・大学等が、そうした取組を担いやすい機運を社会全体に醸成していくとともに、国・自治体においてそれら取組への支援を適切に行っていくことが必要である。

1. 企業・団体・大学等における自主的な取組例

企業においてまず取り組むべき基本的な課題は、働き方改革を通じたワーク・ライフ・バランスの確保や、従業員等が継続して就業し安定収入を得ることができ、安心して子育て等ができる環境の整備である。

その上で、地域の特性を踏まえて、従業員等や地域の人々のニーズに沿った形で、それぞれの企業に加え、団体・大学等が可能な範囲で結婚の希望を叶えるための環境整備に関する取組を進めていくことが望ましい。

企業・団体・大学等（以下「企業等」という。）において自主的に行われることが期待される取組としては、次に掲げるようなものが考えられる。国、自治体において、企業等に対する積極的な周知を期待したい。

< 具体的な取組例 >

(1) 企業・団体における取組

1) 結婚を目的としない交流の機会の提供

- ・ 企業内の交流の機会の提供や、自主的なコミュニティー活動の支援
- ・ 複数企業間・異業種交流会の開催や、地域や大学等において若者が集まるグループワーク等への参加後押し

2) 結婚・子育てと仕事との両立支援

- ・ 男性の家事・育児への参画推進（産休期間中の男性の休暇取得推進等も）
- ・ 両立支援の取組の見える化
- ・ 企業における保育施設の整備

3) 結婚を含むライフプランについて考える機会の提供

- ・ 家族形成や将来設計に当事者意識を持てるようなライフプランセミナーの実施（多様なロールモデルの提供など）
- ・ 学校等における出前講座（ライフプラン・体験交流）の実施

4) 結婚に向けた悩みや活動の支援

情報提供、費用支援

- ・ 自治体等が運営する結婚支援センターや結婚支援事業に関する情報提供
- ・ 既婚従業員が独身従業員の結婚に向けた活動を支援する婚活メンター（婚活サポーター）や外部相談員の設置
- ・ 福利厚生として結婚支援サービスを利用する従業員への費用の一部補助

出会いの場の提供

- ・ 自治体等が開催する出会いのための企業間交流会、セミナー等への参加
- ・ CSR（企業の社会的責任）活動やCSV（共通価値の創造）活動として行う地域の独身者向けの交流会等の開催
- ・ 商工会議所や労働組合のような横のつながりの組織を活用した場の提供

(2) 大学等における取組

1) 結婚・子育てと学業との両立支援

- ・ 大学等と地域の双方にとって有用な保育環境の整備

2) 結婚を含むライフプランについて考える機会の提供

- ・ 家族形成や将来設計に当事者意識を持てるようなライフプラン教育の実施（多様なロールモデルの提供など）
- ・ 乳幼児との触れ合いなど体験、交流活動の実施

2. 取組に当たっての留意点

企業等による結婚支援の取組については、一方で、結婚や子供を産むことへの押し付けや価値観の押し付けとなることは、厳に避けるべきである。

そこで、取組に当たって留意すべき点と対応策について以下に示す。

<留意すべき点>

- ・ 結婚支援はあくまで「結婚の希望を叶える環境整備」であって、個人に特定の価値観を押し付けたりプレッシャーを与えたりすることがあってはならない。
- ・ 上司からの発言は、部下は業務命令として受け取りかねない状況も生じうる。
- ・ 性別役割分担意識に基づくような発言は、男女雇用機会均等法上の問題がある。
- ・ 結婚支援に取り組むにあたっては、結婚や子供に対する考え方の多様性に配慮する必要がある。
- ・ 企業等の結婚支援は、特に参加を希望しない人が参加を強制されたと思うとハラスメントと捉えられる可能性がある。
- ・ 来年1月1日施行の改正男女雇用機会均等法等により、事業主は、妊娠・出産・育休等に限らず、広くハラスメントに対する措置義務があり、結婚支援について苦情・相談が寄せられた場合は適切に対応する必要がある。

<具体的な対応例>

- ・ ハラスメントと捉えられるリスクは、結婚支援以外の事例でも同様であり、平素の部下に対するマネジメントの中で信頼関係を構築する必要がある。
- ・ 企業とは別組織の団体として活動するという方法もある。
- ・ 国や自治体においても、企業等が取り組むに当たって留意すべき点について、企業担当者向け研修の実施や、ガイドライン作成など支援を行う必要がある。その際、例えば結婚支援に関する情報提供に当たって、案内の掲示場所の工夫や、希望者のみへの提供とすることなど、具体的な取組事例についても併せて周知する。

3. 社会的機運の醸成の在り方

企業等が取組を進めていくためには、経営者から取組の担当者まで結婚支援の意義について理解を得ることが必要である。また、企業等の個別具体の取組に加えて、社会全体として、結婚や子育てに温かい社会的機運、企業等が取り組みやすい機運を醸成していくことが必要である。

具体的な取組としては、以下のようなものを進めていくべきである。

<具体的な取組例>

(1) 企業等による取組の意義等の理解促進

- ・ トップの意識改革のための経営者セミナー等の実施
- ・ 企業等の取組実態についての調査、従業員ニーズの把握と課題の認識

(2) 企業等の取組に対する顕彰等の実施

- ・ 企業等が行う結婚支援の取組の広がりを踏まえ、効果を上げている取組の収集、顕彰の実施
- ・ HP や就職情報誌への掲載などによる優良事例の横展開

(3) 結婚や子育てに対する社会的機運の醸成

- ・ 企業・団体・自治体間で連携するネットワーク（応援団）の形成
- ・ 結婚応援や子育て支援のパスポートの発行など、地域、企業、行政が連携して社会全体で新婚夫婦や子育て世帯を応援する機運を醸成する取組
- ・ 結婚、妊娠・出産、子育てに関する正しい知識や家族やコミュニティの重要性、円滑なコミュニケーション等について学校段階で学ぶ機会の確保
- ・ 学生の段階から乳幼児と触れ合う機会の確保
- ・ 結婚フォーラムの実施とともに、フォーラムや成人式などの機会を活用したロールモデルの提示など、親世代も含めた社会的機運の醸成

4 . 国・自治体の支援の在り方

企業等の取組への支援に関しては、その前提として、まずは、現在国において強力に推進している働き方改革について、着実に取り組んでいくことが重要である。その上で、これまで述べた企業等の取組について、国・自治体としても適切に支援していく必要がある。国と自治体が連携して次のような取組を進めていくべきである。

なお、個人に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりすることがあってはならないことに留意しなければならない。

<具体的な取組>

(1) モデル事業の新設

- ・ 国は、地域性に配慮しつつ、まずは、地域少子化対策重点推進交付金を活用してモデル事業を新設し、取組の効果を検証した上で、優良事例の横展開を進めるべきである。
- ・ モデル事業としての取組例は、例えば次のようなものが考えられる。
 - 企業等の結婚支援に係る調査（取組実態、従業員ニーズ等）
 - 自治体による結婚支援の取組の情報提供
 - 結婚支援窓口の設置（外部相談員の配置）・情報共有
 - 企業内の婚活メンター（サポーター）の設置・育成・情報共有
 - 複数企業間における交流の機会の提供

(2) ライフプランニング支援の取組推進

ライフプランニング支援については、既に自治体において取組がなされているところであるが、企業等が取り組むに当たっても、実践的な教材など支援ツールを提供するべきである。

(3) 自主的な取組の後押し

- ・ 表彰制度も念頭に、企業等の取組事例として効果を上げているものの収集や公表を行うべきである。
- ・ 加えて、今後、企業等の自主的な取組がさらに進むような仕組みの必要性について、例えば子育て支援等のくるみん制度等も参考に、企業等の取組状況や社会的な機運の状況を踏まえ、検討するべきである。

(4) 社会的機運の醸成

既に実施している結婚フォーラム、「子育て支援パスポート事業」、「さんきゅうパパプロジェクト」などと有識的な連携を図りつつ、「3」に掲げた社会的機運の醸成の取組を推進するべきである。

(5) 自治体における取組

自治体においては、例えば次のような取組が進められることを期待したい。

企業・団体・自治体間での情報交換会やネットワーク形成、企業・団体 等
への結婚支援策の情報提供

企業間マッチングやイベントコーディネート等による企業間交流の支援

企業等への結婚支援アドバイザーの派遣や企業等内の結婚サポーターの配
置推進・情報提供

企業等が開催するライフプラン講座等への講師派遣や補助金の交付、公共
施設の柔軟な利用等による開催支援